

## 浜松市区政改革庁内検討会要綱

### (設置)

第1条 「浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)」の趣旨に基づき、的確な行政サービスの提供と効果的・効率的な区政運営体制の確立を検討するため、浜松市区政改革庁内検討会(以下「庁内検討会」という。)を設置する。

### (構成・座長)

第2条 庁内検討会は、別記に掲げる者をもって構成する。

2 庁内検討会の座長は、市民協働・地域政策課長が務める。

### (協議・検討事項)

第3条 庁内検討会は、次に掲げる事項について、協議・検討する。

(1) 区政の基本方針について

(2) 基本方針の実施計画について

### (会議)

第4条 庁内検討会は、座長が招集し、統括する。

2 座長は、必要があると認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 庁内検討会の庶務は、市民部市民協働・地域政策課が処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討会の運営に関して必要な事項は、座長が庁内検討会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

### 別記(第2条関係)

企画課長、行政経営課長、広聴広報課長、人事課長、財政課長、資産経営課長、市民生活課長、市民協働・地域政策課長、副区長